



長野県と日本弁理士会との
知的財産支援協定に基づく知財広め隊
地域知財経営支援ネットワーク 事業

参加費無料
先着50名
個人事業主、企業経営者、
企業担当者(知財担当者
に限りません)

信州発

日本弁理士会東海会 知的財産支援フォーラム2026in長野

中小企業の挑戦を支える知財 ～差がつく強みの活かし方と備え～



毎年恒例の知的財産支援フォーラムを、当年度は知財を経営の観点から”攻めと守り”の両面で捉え直すテーマで開催します。参加者が「自社で次に何をするか」のヒントを持ち帰れるフォーラムです。

日時

2026年7月24日 金 14:00～16:35

(受付開始13:00)

会場

ホテルメトロポリタン長野 2階「千曲」

長野市南石堂町1346 電話026-291-7000

第1部 セミナー

14:10～15:00「企業ごとの事例から学ぶ、強みの活かし方とリスクへの備え」

講師 廣田 美穂氏 (弁理士・中小企業診断士)

いろいろな企業の事例を通して、それぞれの企業が持つ強みと、事業を進める上で気をつけたいリスクについて、わかりやすくご紹介します。

第2部 事例紹介

15:10～16:00「知財を経営の観点でどう捉え、事業を守り、運用しているか～中小企業の実例から学ぶ～」

講師 落 俊行氏 (伊那食品工業(株) 開発部基盤研究室 室長)
大池 秀実氏 (株)オーイケ 常務取締役)

●自社の事業概要・主力商品と強みの紹介 ●知財に関する困りごと(模倣・名称の衝突・契約・海外リスク等) ●現在の知財運用の仕方(権利化・秘密管理・契約・相談タイミング等)

第3部 ディスカッション

16:10～16:35 ※第1・2部の内容についてパネルディスカッション
および質疑応答

パネラー 廣田 美穂氏・落 俊行氏・大池 秀実氏
・INPIT長野県知的財産アドバイザー久保 順一氏

主催：日本弁理士会東海会 長野県 一般社団法人長野県発明協会

共催：関東経済産業局(予定) INPIT長野県知財総合支援窓口

後援(予定)：公益財団法人 長野県産業振興機構 長野県よろず支援拠点 一般社団法人長野県経営者協会
一般社団法人長野県商工会議所連合会 長野県商工会連合会 長野県中小企業団体中央会
株式会社八十二長野銀行 長野信用金庫 上田信用金庫 松本信用金庫 諏訪信用金庫
飯田信用金庫 アルプス中央信用金庫 長野県信用組合 株式会社長野県商工新聞社
長野県中小企業家同友会

日本弁理士会東海会 知財広め隊事業 知的財産支援フォーラム2026in長野

参加申込み

下記にご記入の上メール、FAX又は郵送にて下記送付先までご返送ください。
なお、WEBでのお申し込みは2次元バーコードからお願いします。

申込み期限 2026年7月17日(金)

FAX026-228-2958

右記 □ 自宅宛 □ 会社宛 に入場券 の送付を 希望	お申込み 代表者名	(役職)	(フリガナ)	同伴 参加者名	(役職)	(フリガナ)
					(役職)	(フリガナ)
					(役職)	(フリガナ)
	ご住所	〒				
	会社・団体名				(部署)	
	電話番号				FAX	
メールアドレス						

- ※1. 知的財産(知財)権とは、特許権、実用新案権、意匠権及び商標権の総称である工業所有権(産業財産権)に著作権を含めた総称です。
※2. 会場は室温調整が十分に出来ないこともありますので、衣服等で調整できるようにご準備ください。
※3. インフルエンザ流行等の事情により中止することがあります。開催中止の場合は東海会WEBサイトでお知らせします。
※4. 日本弁理士会東海会は、愛知・岐阜・三重・静岡・長野県を管轄しております。



WEBお申込みは、上記
2次元コードよりお願
いします。



○電車・新幹線でお越しの方

ホテルメトロポリタン長野は、JR「長野駅」直結しています。駅改札を出て、善光寺口出口方向(右方向)へ真っ直ぐ進み、突き当たりを左方向(MIDORI長野内)へお進みください。2Fお土産ゾーンを抜けるとホテルの入口になります。(通行可能時間 5:00~24:30)

○車でお越しの方

ホテル又は周辺の駐車場をご利用ください。ホテルの駐車場をご利用の場合は、フロントで駐車券をご提示いただければ無料になります。但し、台数に限りがありますので予めご了承ください。

◆長野県と日本弁理士会との知的財産支援協定とは

長野県が知的財産の活用による地域の活性化と産業の振興を図るための各種施策を実施するため、知的財産の専門家集団である日本弁理士会と平成19年11月21日に協定を締結しました。

◆知財広め隊とは

中小企業の知的財産に対するマインドの改革とそれによるコア業務の一層の拡充を目指すことを目的とし、平成29年度より日本弁理士会東海会が実施しております事業カテゴリです。

◆「知財の森に生きる私たち」とは

自分たちの日々の活動が生み出している知的財産というステキな果実や花は、自分たちの足下や目の前にある、ということ、そして、他者の知的財産もまた自分たちがふだん暮らしている身のまわりにある、ということ、この両方の意味を意図しています。

◆地域知財経営支援ネットワークとは

令和5年3月、特許庁、独立行政法人工業所有権情報・研修館(INPIT)及び日本弁理士会は、地域の中小企業やスタートアップ等に対する知財経営支援の強化・充実を目的として、日本商工会議所と連携し、「知財経営支援ネットワーク」を構築しました。さらに令和6年12月には、近年問題視されている事業者間における知的財産に関する不適切な取引への対応を強化するため、中小企業庁が新たに参画し、同ネットワークは一層拡充されました。

申込み・お問合わせ先：一般社団法人 長野県発明協会

〒380-0928 長野県長野市若里一丁目18番1号 長野県工業技術総合センター内

TEL : 026-228-5559 FAX : 026-228-2958 e-mail: hatsumein@hatsumein.jp

<https://n-hatsumein.jp/>